

遺産分割協議書

令和 年 月 日、亡くなった方の住所 亡くなった方の氏名 の死亡によ
って開始した相続の共同相続人である 相続人の氏名、相続人の氏名 及び 相続人の氏名
は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、不動産を相続する人の氏名 が単独で相続する。

この協議を証するため、本協議書を 通数 通作成して、それぞれに署名、押印し、
各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日 日

住所	氏名(署名)	実印
.....		
住所	氏名(署名)	実印
.....		
住所	氏名(署名)	実印
.....		

記

不動産

所 在	
地 番	
地 目	
地 積	平方メートル
.....	
所 在	
家屋番号	
種 類	
構 造	
床 面 積	平方メートル
.....	

記入例(法務局の記載例「遺産分割協議書の例」をそのまま転載) ※このページは印刷しないでください

出典:法務局「所有権移転登記申請書(相続・遺産分割)」記載例(R8.10.5以降に申請する場合・R8.9.11更新)3ページ目

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001470094.pdf>(2026年10月3日確認)。相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子のうちの1人が相続した場合の例です。

遺産分割協議書

令和7年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎が単独で相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

令和8年10月5日

〇〇市〇〇町二丁目12番地	法 務 花 子	実印(注15)
〇〇郡〇〇町〇〇34番地	法 務 一 郎	実印(注15)
〇〇市〇〇町三丁目45番6号	法 務 温 子	実印(注15)

記

不動産

所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	23番
地 目	宅地
地 積	123・45平方メートル
所 在	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 43・00平方メートル 2階 21・34平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、協議の結果に応じて作成してください。

(注15)は記載例の注記で「遺産分割協議書には、印鑑証明書と同じ印(実印)を押し、印鑑証明書を各1通添付します(3か月以内に作成されたものでなくても結構です。)」とあります。記載例の1ページ目(登記申請書)の「原因」の日付も、協議が成立した日ではなく亡くなった日です(注1)。

使い方と書き方メモ

遺産分割協議書のひな形(PDF版) | ふれあいの丘 | 2026年10月3日確認

使い方

1. 1ページ目がひな形です。印刷するときは1ページ目だけを指定してください(2・3ページ目は説明です)。
2. 下線の上の小さな灰色の文字(亡くなった方の住所・相続人の氏名など)を目安に、黒のボールペンなどで書き込みます。
3. 相続人の欄は、法務局の記載例と同じ3人分です。人数が違うときや、不動産が土地1つ・建物1つでないときは、Word版で行やブロックを増やすか削除して作ってください。
4. 法務局の記載例は、相続人3人が協議書を3通作り、それぞれに署名・押印して、各自1通を持つ形です。

このひな形の範囲(法務局の記載例と同じ)

- ・ 相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子のうちの1人が単独で相続した場合の記載例を、空欄にしたものです。文の順序と項目は記載例のとおりで、条項は足していません。
- ・ 代償分割・換価分割の条項、複数の相続人が共有で相続する形、後日見つかった財産の扱い、預貯金・株式・自動車など不動産以外の財産の書き方は、法務局の記載例にありません。入れたい場合は、自分で書き足さずに司法書士・弁護士に相談してください。
- ・ 亡くなった方の相続人がさらに亡くなっている(数次相続)場合は、法務局に別の記載例「所有権移転登記申請書(相続・遺産分割)(数次相続)」があります。
- ・ 法務局(登記所)は、遺産の分割の方法や遺産分割協議書の作成についての相談には応じていません(法務省「登記申請手続のご案内(遺産分割協議編)」)。

書き方メモ(法務局・法務省の資料より)

- ・ 不動産:記載例では、協議書の不動産は、登記申請書の「不動産の表示」と同じ項目・同じ内容で書かれています(土地=所在・地番・地目・地積、建物=所在・家屋番号・種類・構造・床面積)。申請書の不動産の表示は、登記事項証明書等に記載されているとおりに正確に書くよう案内されています。
- ・ 署名と実印:協議書には、相続人全員が印鑑証明書と同じ印(実印)を押します。相続登記に付ける印鑑証明書は、作成後3か月以内のものでなくても差し支えありません。
- ・ 誰の印鑑証明書が要るか:記載例の注記は「遺産分割協議を行った相続人全員の印鑑証明書」、法務省のご案内は「登記申請人である相続人を除く」各1通と書いています。申請先の法務局で確認してください。
- ・ 相続登記では、協議の当事者である相続人全員の戸籍の証明書も添付します。相続関係説明図を出すと戸籍の原本は返してもらえますが、遺産分割協議書は別にその謄本を出す必要があります。
- ・ 協議書の原本を返してほしいときは、コピーに「原本に相違ありません」と書き、登記申請書に押印した申請人が署名(記名)押印して、原本と一緒に出します(返してもらえない書面もあります)。
- ・ 登記申請書の「原因」の日付は、遺産分割協議が成立した日ではなく、亡くなった日です。
- ・ 遺産分割が成立したら、成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた所有権の移転の登記を申請する義務があります(不動産登記法第76条の2第2項ほか。法務省)。

不動産以外の手続き・話し合いがまとまらないとき

- ・ 預金の相続の手続きで求められる書類は、相続の方法や内容、金融機関により異なる場合があります(全国銀行協会)。書式・必要書類は各金融機関に確認してください。
- ・ 自動車(登録自動車)の相続の手続きでは、関東運輸局の案内で、遺産分割協議書は相続人全員が実印を押したものの、相続する人の印鑑証明書は発行後3か月以内のもの、自動車の価格が100万円以下であることを査定証などで確認できる場合に限り「遺産分割協議成立申立書」も使えます、とされています。手続き先ごとに書式・必要書類が違います。
- ・ 相続税の配偶者の税額軽減を受けるときは、申告書に遺産分割協議書の写しと、協議書に押した相続人全員の印鑑証明書を添えます(国税庁 No.4158)。申告については税務署か税理士に確認してください。
- ・ 遺産の分け方は相続人の全員で話し合います。話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所の遺産分割調停・審判の手続きを利用できます(裁判所)。弁護士への相談も検討してください。

出典(2026年10月3日確認)

1. 法務局「所有権移転登記申請書(相続・遺産分割)」記載例(R8.10.5以降に申請する場合) <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001470094.pdf>
2. 法務局「不動産登記の申請書様式について」 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>
3. 法務省民事局「登記申請手続のご案内(相続登記①/遺産分割協議編)」 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001437202.pdf>
4. 法務省「相続登記の申請義務化について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00599.html
5. 裁判所「遺産分割調停」 https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_07_12/index.html
6. 国税庁 No.4158 配偶者の税額の軽減 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4158.htm>
7. 全国銀行協会「預金相続の手続に必要な書類」 <https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/7705/>
8. 関東運輸局「単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)」 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/touroku/souzoku_tandoku.html